現代会計学通論

〔新訂版〕

現代会計学通論

〔新訂版〕

佐藤孝一
佐藤真一 共著

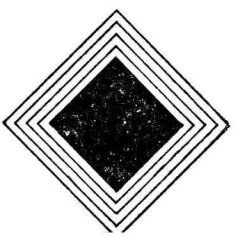

中央経済社

＜著者紹介＞

佐藤孝一（さとう こういち）

昭和5年早稲田大学商学部卒業・同7年講師・同11年欧米留学・同13年助教授・同17年教授・同26年商学博士・同40年大学院委員長。鉄道会議専門委員・交通銀行専門委員・公認会計士第二次試験委員・固定資産再評価調査委員・文部省大学設置審議会委員・司法試験第二次考査委員・企業会計審議会第三部会長・昭和50年10月18日没

〔著書〕

現代会計学・新会計学・会計学入門・剰余金論・剰余金の総合的研究・財務諸表論・財務諸表通論・財務諸表入門・近代監査論・要説監査論・監査基準・監査報告・原価計算論・原価計算・原価計算の知識・会計組織論・帳簿組織論・内部牽制組織・会計制度の要点・現代簿記精解・商業会計論・商業会計の実務・商業簿記・経理用語辞典・簿記会計小辞典・現代簿記通論・会計年表・論文の書き方等約60冊

佐藤真一（さとう しんいち）

昭和26年早稲田大学理工学部卒業・同28年商学研究科卒業・同31年博士課程修了・同32年上智大学経済学部講師・同37年助教授・同43年教授・経営学科長・大学院専攻主任・職業指導室長を歴任の上，現在同大学評議員

〔著書・共著〕

今日の会計学・財務諸表・原価計算・株式会社会計・商業簿記・近代会計報告論・簿記原理・上級簿記・会計報告書の作り方・新講監査論・新財務諸表論入門・簿記会計小辞典・辞典類等

現代会計学通論〈新訂版〉

昭和44年2月20日　初版発行
昭和50年4月10日　全改訂版発行
昭和56年5月20日　11版発行
昭和58年4月10日　新訂版発行
昭和59年2月25日　新訂2版発行

著者　佐藤孝一
　　佐藤真一

発行者　渡辺正一

発行所　㈱中央経済社

〒101　東京都千代田区神田神保町1-31-2
電話・(293) 3371(編集部)
　　(293) 3381(営業部)
振替口座・東京 0-8432

印刷／清水印刷所
製本／笹行製本

落丁・乱丁本はお取替え致します。

ISBN4-481-11255-7 C3034

新訂版の刊行にあたって

本書が出版されて早や14年，改訂版が出版されてから，既に８年が過ぎ去った。その間，諸規制の修正・改正が重なったので，今回思い切って全面的な改訂を行なうことにした。

父であり恩師である佐藤孝一教授が他界して既に８年になる。思えば中学時代に校正の手伝いを始めて以来，夏休みも冬休みも，校正に清書に，そして後半は著作の手伝いに明け暮れてきたように思う。

本書の前身である「新会計学」の執筆の頃に結婚したので，その後，清書は専ら家内の分担となった。両著は我々夫婦にとって思い出の本といえる。

今回，引当金の項をはじめ書き改めた個所が多いため，責任を明確にする意味もあって，共著として新訂版を出版することにした。

なお本書の出版については，中央経済社の皆様の御尽力に負うところが多いので，心から御礼を申上げる次第である。

昭和58年３月25日

上智大学教授　佐　藤　真　一

全改訂版のはしがき

長年の懸案であった改正商法が難航のすえ，ようやくにして，昭和49年４月に公布され，その第32条第２項に「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という包括的規定が設けられるとともに，大会社に対する公認会計士監査が実施されることとなった。これに伴い，企業会計審議会は慎重審議を重ねた結果，公正なる会計慣行を要約したものとしての「新企業会計原則・注解」を発表したが，これに引き続き，同年９月，「新商法計算書類規則」および「新財務諸表規則」が，また同年11月，「財務諸表規則」の細目を定めた「新取扱要領」が公布され，かくして商法と証券取引法との調整に関する一連の改正作業は一応完結することとなった。

今回の商法改正は，昭和25年以来の大改正ともいわれるが，とくに計算規定について，抜本的な改正が行なわれたので，商法計算規定の解釈指針としての役割をもつ「企業会計原則・注解」はもとより，上述したように，全会計諸則の全面的な改正をみるに至った。

本書は，昭和44年刊行以来，会計学の標準書として，多くの版を重ねているだけに，本書の責任はきわめて重大であり，中途半端な改訂は，絶対に許されない。そこで，「新企業会計原則・注解」をはじめ，全会計諸則を完全にとり入れ，これらと適合させるため，本書の全般にわたって綿密に再検討を加え，全体の約６割以上を新しく書き直すなど，文字どおり全改訂を施した。なお改訂に当たっては，早大の染谷恭次郎教授，新井清光教授，上智大の佐藤真一教授も，いろいろと助言してくれた。それらの諸君に改めて感謝の意を表する。

昭和50年２月11日　建国記念の日

佐　藤　孝　一

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com

目　　次

第1章　総　　説…… 3
第1節　会計学の定義…… 3
第2節　会計の重要性…… 3
第3節　財務会計と管理会計 …… 4
第4節　財務会計の研究領域 …… 5
第2章　会　計　公　準…… 9
第1節　会計公準の意義…… 9
第2節　会計公準の種類……10
第1款　企業実体の公準……10
第2款　継続企業の公準……11
第3款　年度独立の公準……11
第4款　貨幣価値一定の公準……12
第3章　会　計　原　則……13
第1節　会計原則の意義……13
第2節　会計原則と会計手続 ……15
第3節　会計原則の体系……15
第4節　企業会計原則……17
第1款　企業会計原則の制定発展……17
第2款　企業会計原則の一般原則……23
第3款　その他の一般原則……30
第4章　企　業　資　本……35
第1節　資本の意義……35
第2節　資本の循環……36

第3節　資本の分類……37
第5章　企業資産……41
第1節　資産の概念……41
第1款　資産の意義……41
第2款　資本と資産との関係……41
第3款　資産と費用との関係……42
第2節　資産の分類……44
第1款　総　　説……44
第2款　資産の細分類……46
第3節　資産の評価……48
第1款　評価の意義と範囲……48
第2款　評価の重要性……49
第3款　評価の種類……50
第4款　評価基準……51
第5款　〈原則〉の評価規定……55
第6款　〈商法〉の評価規定……60
第4節　流動資産……62
第1款　当座資産……62
第2款　非当座資産……65
第3款　棚卸資産……67
第4款　棚卸資産の計算……70
第5節　固定資産……74
第1款　有形固定資産……74
第2款　無形固定資産……78
第3款　投資その他の資産……82
第6節　減価償却……84
第1款　減価の意義……84

第2款　減価の原因……84
第3款　減価償却の本質……86
第4款　取得原価説と取替原価説……87
第5款　減価償却の計算要素……89
第6款　減価償却の計算法……91
第7款　減価償却費の控除形式……97
第7節　繰延資産……98
第1款　創立費・開業費……98
第2款　新株発行費……99
第3款　社債発行差金および発行費……100
第4款　開発費……102
第5款　試験研究費……103
第6款　建設利息……104
第6章　企業負債……109
第1節　負債の意義……109
第2節　負債の分類……110
第3節　流動負債……112
第4節　固定負債……114
第1款　社債の概念……114
第2款　社債の発行……115
第3款　社債の償還と減債基金制度……116
第5節　引当金……118
第1款　総説……118
第2款　評価性引当金……119
第3款　負債性引当金……121
第6節　偶発債務……125

第7章　会　社　資　本…… 127
第1節　総　　説…… 127
第2節　株式会社の資本金…… 128
第1款　商法と資本概念…… 128
第2款　授　権　資　本…… 129
第3款　資本金の構成要因…… 130
第4款　資本金の会計処理…… 133
第5款　資本の部の区分表示…… 138
第6款　資本金の表示方法…… 139
第3節　剰　余　金…… 140
第1款　総　　説…… 140
第2款　資本準備金…… 142
第3款　利益準備金…… 145
第4款　その他の剰余金…… 146
第4節　利　益　配　当…… 151
第1款　配当の意義と形式…… 151
第2款　利益準備金の積立て…… 152
第3款　配当可能利益…… 152
第4款　配当の会計処理…… 153
第5節　中　間　配　当…… 153
第1款　中間配当制度…… 153
第2款　利益準備金の積立て…… 154
第3款　中間配当可能利益…… 154
第4款　中間配当の会計処理…… 155
第8章　損　益　計　算…… 157
第1節　損益計算の重要性…… 157
第2節　損益計算の基礎概念 …… 157

第3節　損益計算の一般原則 …… 159
第4節　損益計算の2方法 …… 160
第1款　財産法による損益計算 …… 160
第2款　損益法による損益計算 …… 162
第5節　損益の測定基準 …… 162
第1款　現金主義 …… 162
第2款　発生主義 …… 163
第3款　実現主義 …… 164
第6節　収益の測定基準 …… 165
第1款　実現主義と販売基準 …… 165
第2款　収益測定の諸基準 …… 167
第3款　収益と節約 …… 172
第7節　費用収益対応の原則 …… 172
第1款　費用収益対応の原則の意義 …… 172
第2款　対応の諸形態 …… 174
第3款　対応の困難性 …… 176
第8節　費用配分の原則 …… 178
第9節　損益計算の平準化 …… 179
第1款　平準化の意義 …… 179
第2款　安定価値会計との差異 …… 180
第3款　発生主義会計との差異 …… 180
第4款　当期業績主義との差異 …… 181
第10節　損益計算と貨幣価値変動 …… 181
第9章　財務諸表 …… 183
第1節　総　説 …… 183
第1款　財務諸表の意義 …… 183
第2款　財務諸表の体系 …… 184

第3款　財務諸表の表示原則…… 186
第4款　財務諸表・財務書類・財務諸表等…… 187
第2節　損益計算書…… 188
第1款　損益計算書の意義…… 188
第2款　損益計算書の形式…… 189
第3節　貸借対照表…… 198
第1款　貸借対照表の意義…… 198
第2款　貸借対照表の本質…… 198
第3款　貸借対照表の種類…… 202
第4款　貸借対照表完全性の原則…… 204
第5款　貸借対照表の形式…… 205
第6款　貸借対照表の科目配列…… 206
第4節　利益金処分計算書…… 212
第5節　損失金処理計算書…… 213
第6節　附属明細表(書)…… 214
第1款　附属明細表の性格…… 214
第2款　附属明細表の種類…… 214
第3款　附属明細表省略の特例…… 215
第4款　附属明細書…… 216
第5款　附属明細書の記載事項…… 216
第6款　附属明細表と附属明細書…… 217
第7節　脚注問題…… 218
第1款　脚注の性格…… 218
第2款　会計方針と後発事象…… 219
索　引…… 223

此为试读,需要完整PDF请访问: www.ertongbook.com

〈新 訂 版〉

現代会計学通論

略　字・略　称

企業会計原則・注解

〈旧原則〉〈旧注解〉……昭和38年11月５日修正

〈前原則〉〈前注解〉……昭和49年８月30日修正

〈現原則〉〈現注解〉……昭和57年４月20日修正

ＢＳ原則・ＩＳ原則……貸借対照表原則・損益計算書原則

財務諸表規則・取扱要領

〈旧財則〉……昭和40年12月23日改正

〈前財則〉……昭和49年９月28日改正

〈現財則〉……昭和57年９月21日改正

〈旧要領〉……昭和39年６月12日改正

〈前要領〉……昭和49年11月１日改正

〈現要領〉……昭和57年９月21日改正

商　　法

〈旧商法〉……昭和41年７月１日改正

〈前商法〉……昭和49年４月２日改正

〈現商法〉……昭和56年６月９日改正

商法計算書類規則

〈旧商則〉……昭和38年３月３日制定

〈前商則〉……昭和49年９月24日改正

〈現商則〉……昭和57年４月24日改正

名称が「株式会社の貸借対照表，損益計算書，営業報告書及び附属明細書に関する規則」と改められた。

新旧に関係のない場合……〈原則〉〈注解〉，〈規則〉，〈商則〉などとする。

ＡＡＡ，ＡＩＣＰＡ……米国会計学会，米国公認会計士協会

第1章　総　　説

第1節　会計学の定義

現代の会計学は，主として企業会計 (Business Enterprise Accounting) を研究対象とするものであるが，今や情報革命の時代を迎え，企業会計も質的変化・量的増大を来しつつあり，企業会計をもって情報システムとして認識し，情報科学 (Information Science) という構想の下に，会計学を位置づけようとする新しい試みも見られるに至っている。したがって，現段階で会計学を定義づけることはきわめて困難であるが，通論的な説明を目的とする本書では，一応次のように定義づけておく。

> 会計学は，主として，企業の内外生活において生起する経済価値の変動を，一定の理法と組織により，秩序的に記録・計算・整理して，経済事象の実体を計数的に把握し，その結果を企業内外の各種利害関係者に，適正・明瞭に表示・報告することを主目的とする企業会計（または経営計算）の全般的な問題を研究し，根本的な諸原理を発見・確立する学問（経験科学・社会科学）である。

第2節　会計の重要性

『数字は事業界の言語である』といわれているが，企業経営は数字そのものによって支配されるものではないとしても，数字は少なくとも企業がいかに経

営されているかを明確に表示するべく，正確な計数を離れて企業の財政状態や経営成績を判断し，企業を有効に運営することは絶対に不可能である。すなわち，船舶が各種の精密な計器によって安全かつ迅速に航行するように，企業経営の場合においても，その財政状態や経営成績についての正確な事実を基礎とし，これによって将来の経営政策を確定する必要があり，正確な事実を基礎としない経営政策の樹立や経営活動の指令というものは，あたかも計器なくして洋上を航行するに等しい。シェアーは，『会計こそは，各企業に対して，過去に対する誤りのない判定者であり，現在に対する欠くことのできない指導者であり，将来に対する信ずべき助言者である』と述べ，ボナルミは，『経理の観念のないものは人格を有しないのと同じである』と喝破し，欧米事業家の遵奉する金言にも，『粗雑な会計の下に良い経営はない』とか，『健全な経営は完全な会計によって興る』とあるが，とにかく適正な会計を欠いては，企業の堅実な発展は絶対に期しえない。

(注)『会計は，経済的情報の使用者が，知的判断と意思決定を行ないうるように，経済的情報を認知・測定・伝達するプロセスである。』(AAA「会計基礎理論形成委員会」)

第3節　財務会計と管理会計

そもそも企業会計は，利害関係者が分散した株式会社企業における所有と経営の分離に伴なう多数不在投資家の持分権保護を主眼とし，各種利害関係者への情報伝達と利害調整の手段として，監査制度との有機的結合のもとに発展したもの，換言すれば，企業会計は，公共性・社会性・拘束性などによって規制された実績計算による外部報告（主として決算報告）を主目的として社会的に制度化されたものである。しかるに近年，企業規模の拡大化や経営活動の複雑化に伴ない，従来の会計方式や計算制度によって導出される計算数値は，法的規制その他諸種の制約を受ける関係上から，近代的な経営管理目的を必ずしも充

足しえず，ここに経営管理目的を中心とする新しい会計領域が台頭し，その後この新しい会計領域は，しだいに拡大発展をとげ，かくして現代の企業会計は，財務会計 (Financial Accounting) と管理会計 (Managerial Accounting) という二大領域に分岐するに至った。両者の関係を簡単に図解で示せば次のごとくである。

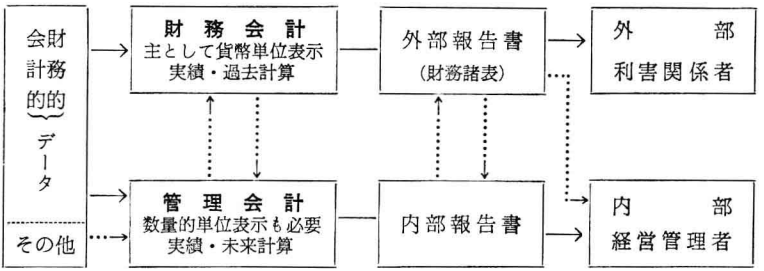

なお財務会計は，一般会計 (General Accounting) とも呼ばれているように，一般に企業会計という場合，それは主として財務会計を指す。したがって本書も，主に財務会計について，通論的な説明をするものである。

(注)　AAA管理会計委員会は，財務会計の発展要因として，次の4事項をあげている。

(1) 所有者が広汎に分散した株式会社企業の発達

(2) 会計を通じての第三者保護に対する社会意識の向上

(3) 会計監査の制度化と独立CPAという新会計職業の発生

(4) 企業に対する課税や社会的統制を規制した諸法令の制定

第4節　財務会計の研究領域

企業会計を財務会計と管理会計とに2分した場合，財務会計と管理会計との両方にわたる研究領域や，両者そのいずれにも包摂できないような研究領域も存在するが，現段階における，広義の財務会計の研究領域と考えられるものを列挙すれば，大体次のごとくである。

1 基礎構造論

財務会計の総論的・基盤的な諸問題を研究する部門で，基礎概念論や記帳機構論なども含まれる。

2 損益会計論（損益計算論）

財務会計の中心的課題は期間損益計算であるから，この研究部門は，財務会計のうちで最も重要な位置を占める。

3 資産会計論

各種資産の本質・種類・分類・取得・評価・維持・保全・更新・廃棄・処分などに関する研究部門で，とくに問題となるのは償却資産，棚卸資産，繰延資産などである。

4 資本会計論

資本構成の複雑な株式会社を中心とする研究部門で，財務会計における重要な位置を占め，「持分会計論」として，負債会計を含める場合もある。

5 負債会計論

とくに問題となるのは社債会計に付帯関連する事項で，偶発債務や引当金も便宜上この部門に含める。

6 財務諸表論

各種財務諸表の本質・機能・構成・種類・体系・用語・形式・様式などについての研究部門で，場合によっては連結財務諸表も含める。なお財務諸表論を財務会計論とほとんど同意義に用いる場合もある。

7 会計情報論

企業が要求する各種会計情報の蒐集・記録・分類・総合・分析・報告・伝達方式が，近年ますます重要視され，とくに電子計算機などの利用度が高まるにつれ，財務会計の領域でも，財務会計に重点をおいた会計情報理論や会計情報システムについての研究部門が考えられるに至っている。

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com